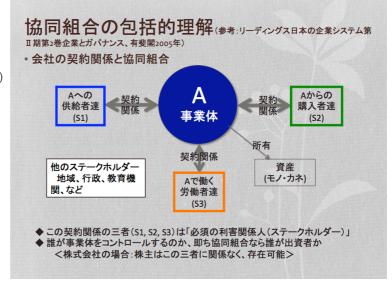
契約関係と事業体(協同組合)

2013.9.6 岡安喜三郎

- (1) 事業体(社団を想定)の 構成員は社員。出資構造 を持っていれば、出資者 が社員(株主、組合員)。 意思決定方式(統治方式) が、資本出資額に依存し ないなら、株式会社では ない(持株会社、協同組 合等)
- (2) 事業体のマネジメント は伝統的に「ヒト、モノ、 カネ」を効果的に活用し 管理すること、と思われ てきた。「雇用関係では 当たり前」のパラダイム



である。しかし、本当にそうであろうか? ヒトのところにアンチテーゼを提起したのがワーカーズ協同組合である。

- (3) 事業体 A は、供給者グループ (S1)、購入者グループ (S2)、労働者グループ (S3) の個々のメンバーとの契約によって、事業目的を達成する。この三グループは事業体に とって「必須のステークホルダー」である。「必須」以外のステークホルダーには、地域や行政、教育機関などがある。
- (4) この「必須のステークホルダー」に関係なく存在する者が出資(しばしば投資)して事業体をコントロールするのが一般に言う会社である。一方、その「必須のステークホルダー」の少なくとも1グループが出資し一人一票の原則でコントロールを担保するのが協同組合ということになる。「必須」以外のステークホルダーのみがコントロールすることになると、それは協同組合ではない。
- (5) 上記を踏まえた上で、2以上のステークホルダーがコントロールする協同組合をマルチステークホルダー型協同組合と言うことになる。韓国の社会的協同組合はこれで可。意思決定方式をみると、フランスやイタリアの社会的協同組合は労働者グループ(S3)優先型(その担保の仕方は異なる)、ケベックは購入者グループ(S2)と労働者グループ(S3)併存型。
- (6) 労働者が事業体をコントロールするからといって労働者保護が必要ないということにはならない。顧客がコントロール生協や信組であっても消費者保護を組み込んでいる。 生産者(農民や漁民、中小企業家等)の協同組合も生産者保護を組み込むことになる。 21世紀の現在、保護とは社会的課題なのである。